



2024年7月23日

各 位

会 社 名 イ ノ テ ッ ク 株 式 会 社

代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 大塚 信行

(コード: 9880 東証プライム)

問 合 せ 先 経営企画部長 三上 孝明

(TEL: 045-474-9000)

従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年10月31日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 4,300株
(3) 処 分 價 額	1株につき1,682円
(4) 処 分 総 額	7,232,600円
(5) 処 分 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭債権の現物出資による
(7) 処分先及びその人數並び に 処 分 株 式 の 数	当社の従業員 11名 4,300株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する福利厚生の拡充を図るとともに、当社の従業員が当社株式を所有することにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、一定の条件を満たす当社従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式を付与する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本自己株式処分に当たっては、割当予定先である対象従業員11名に対して金銭債権合計7,232,600円（以下「本金錢債権」といいます。）、普通株式4,300株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有を中期にわたって実現するため、譲渡制限期間は5年としております。

なお、本制度は、当社従業員に対する福利厚生の拡充を図る観点から、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が付加的に当社から支給されますので、本自己株式処分により、当社従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金錢債権は支給いたしません。

そして、本自己株式処分においては、本制度に基づき、対象従業員が当社に対する本金錢債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について処分を受けることとなります。

また、本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年10月31日～2029年10月31日において、対象従業員は、当該対象従業員に割り当てられた本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の处分行為をすることができません（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、当該譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象従業員が保有する当該譲渡制限期間に対応した本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が任期満了又は定年その他の正当な事由（自己都合によるものは含まれない。以下同じ。）により退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。以下同じ。）した場合の取り扱い

①譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社の役職員のいずれの地位からも正当な事由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②解除株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象従業員の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を60で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)で定める退任又は退職した時点において、譲渡制限が解除されない当該譲渡制限期間に対応した本割当株式について、当然に無償で取得する。また、対象従業員が譲渡制限期間中に、当社の役職員のいずれの地位からも正当な事由によらない退任又は退職等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関する野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意する。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数を乗じた数の、本割当株式（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,682円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上